

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人骨粗鬆症財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、役員本人から辞退の申し出があつたときは、これを支給しないことができる。

- 2 常勤役員に報酬を支給する時は、別表1「常勤役員棒給表」に基づき定例役員報酬を支給する。非常勤役員に対しては定例役員報酬を支払わない。
- 3 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。ただし、評議員本人から辞退の申し出があつたときは、これを支給しないことができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員に対する定例報酬月額、別表1「常勤役員棒給表」のとおりとし、各々の役員報酬額は棒給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬総額は、定款第13条に定める金額以内とし、評議員に対する報酬は、別表3「評議員報酬」に定める額とする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は支給しない。

(謝金)

第7条 役員等に対して財団の業務とは異なる講演、座長、原稿執筆等に対して1回につき15万円を上限に謝金を支払うことができる。

(費用)

第8条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。

この改正は平成27年6月14日から実施する。（平成27年6月14日定時評議員会決議）

別表1 常勤役員俸給表（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000
2	120,000	12	320,000
3	140,000	13	340,000
4	160,000	14	360,000
5	180,000	15	380,000
6	200,000	16	400,000
7	220,000	17	420,000
8	240,000	18	440,000
9	260,000	19	460,000
10	280,000	20	480,000

別表2 非常勤役員の報酬

理事	理事会・評議員会に出席の都度、一人一律 10,000 円
監事	業務監査、会計監査の職務執行に対し、一人一律 年間 50,000 円 理事会・評議員会に出席の都度、一人一律 10,000 円

別表3 評議員の報酬

評議員	評議員会出席の都度、一人一律 10,000 円
-----	-------------------------